

1. 法的根拠

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

【建築基準法】

第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物**は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、**特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。**

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

【建築基準法施行令】

第130条の2の3

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更

1日当たりの処理能力（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

又 廃棄物処理法施行令第2条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破砕施設 100 t

【その他政令で定める処理施設】

建築基準法第51条に規定されている政令で定める処理施設		既存施設の処理能力	新規設備設置後の処理能力
取扱廃棄物・処理の種類	処理能力		
がれき類の破砕	100t/日を超えるもの	0 t/日	900 t/日

※ 既存廃プラスチック類の破砕施設は新規設備設置後、撤去する

配置図



騒音の目標値・予測値

■ 騒音の予測値と目標値				単位: デシベル	
区域区分	予測地点	予測値	目標値	時間区分	
第4種区域	評価地点1 (北側敷地境界)	55	65	(朝)	6:00 ~ 8:00
		62	70	(昼)	8:00 ~ 20:00
		54	65	(夕)	20:00 ~ 22:00
		50	60	(夜間)	22:00 ~ 6:00
	評価地点2 (東側敷地境界)	51	65	(朝)	6:00 ~ 8:00
		66	70	(昼)	8:00 ~ 20:00
		50	65	(夕)	20:00 ~ 22:00
		51	60	(夜間)	22:00 ~ 6:00
	評価地点3 (南側敷地境界)	58	65	(朝)	6:00 ~ 8:00
		69	70	(昼)	8:00 ~ 20:00
		60	65	(夕)	20:00 ~ 22:00
		54	60	(夜間)	22:00 ~ 6:00

■騒音の予測値と目標値				単位:デシベル	
区域区分	予測地点	予測値	目標値	時間区分	
第4種区域	評価地点4 (西側敷地境界)	56	65	(朝)	6:00～ 8:00
		65	70	(昼)	8:00～20:00
		56	65	(夕)	20:00～22:00
		55	60	(夜間)	22:00～ 6:00
	評価地点5 (破碎機近傍)	56	65	(朝)	6:00～ 8:00
		69	70	(昼)	8:00～20:00
		56	65	(夕)	20:00～22:00
		57	60	(夜間)	22:00～ 6:00

振動の目標値・予測値

■振動の予測値と目標値				単位:デシベル	
区域区分	予測地点	予測値	目標値	時間区分	
第2種区域	評価地点1 (北側敷地境界)	57	65	(昼間)	8:00～20:00
		40	60	(夜間)	20:00～ 8:00
	評価地点2 (東側敷地境界)	60	65	(昼間)	8:00～20:00
		40	60	(夜間)	20:00～ 8:00
	評価地点3 (南側敷地境界)	54	65	(昼間)	8:00～20:00
		46	60	(夜間)	20:00～ 8:00
	評価地点4 (西側敷地境界)	58	65	(昼間)	8:00～20:00
		41	60	(夜間)	20:00～ 8:00
	評価地点5 (破碎機近傍)	64	65	(昼間)	8:00～20:00
		43	60	(夜間)	20:00～ 8:00